

「パートナーシップ構築宣言」

SMBC 信託銀行（以下、当行）は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

前提として、当行では経営理念の1つに「社会課題の解決を通じ、持続可能な社会の実現に貢献します」と設定しています。

また、SMBC グループでは「環境」「DE&I」「貧困・格差」「少子高齢化」「日本の再成長」を取り組むべき重点課題と定めており、当行は、ソリューションプロバイダーとして「外貨」「不動産」「信託」の3つの機能を活かしながら、グループ各社及びサプライチェーン全体と連携し、サステナビリティへの取組を通じて経済的価値とともに社会的価値の創造を推進します。

重視するポイントとしては、グリーン化の取組、DE&I 経営、イノベーションの創出が挙げられます。

- ✓ 脱炭素社会の実現に向け、気候変動に関する姿勢を明確化し、気候変動対策・脱炭素化ビジネスの強化を行っていきます。
- ✓ あらゆるステークホルダーと共に持続的に成長し、より良い未来を創ることを目指し、以下の通り DE&I 経営を推進いたします。
 - ・多様な働き方を推進し、ジェンダー等にとらわれない誰もが活躍できる職場環境を整備しています。
 - ・すべての従業員が仕事とプライベートの両立において安心して活躍を続けられる職場風土を醸成します。
 - ・社員と組織の活力・生産性向上を通じ、お客さまにより一層価値あるサービスを提供します。
- ✓ 当行は、地方創生を注力分野の一つとして、アセットマネジメント業務を通じ、それぞれの地域の最適な解決策をお客さまの立場に立って提案させていただき外部事業者との連携を進めています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2024年3月25日

(2024年6月28日 代表者変更による更新)

(2024年8月23日更新)

株式会社 SMBC 信託銀行

企 業 名

代表取締役社長 萩原 攻太郎

役職・氏名（代表権を有する者）